

第6回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年12月22日

岩泉町農業委員会

第6回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年12月22日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（7名）

1番 早川ケン子 委員
3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員
7番 合砂 哲夫 委員

2番 工藤 幸雄 委員
4番 茂木 素子 委員
6番 佐藤 安美 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（3名）

竹花 和彦 委員
川端 光江 委員

加藤 榮喜 委員

出席した職員

局 長 佐々木修二
副 主 幹 八重樫泰長

局長補佐 佐藤 太一

◎開 会

(午前10時00分)

佐々木事務局長 定刻の若干前ではございますけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第6回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、4番、茂木素子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。年度末を迎えて何かとお忙しい中、第6回の農業委員会総会ご出席いただきましてありがとうございます。

12月に入って非常に寒い日が続いており、またコロナにおいても本当に大変な時期を迎えておりますが、そういった中で1年間を振り返りますと、農業委員会の活動もコロナに振り回されて、なかなか思うような活動ができなかったのではないかなど思っております。そういった中で、来年に向けていろいろな活動がまた出てくるのではないかなど思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

今日は、議案につきましては3条、5条の議案でございますが、皆さん方から忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

佐々木事務局長 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり、議事を進行することになっておりますので、以後の進行につきましては合砂会長をお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第6回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に4番、茂木委員、5番、三田地委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に八重樫副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、贈与による農地の取得に関するもの1件、土地交換による農地の取得に関するもの1件でございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、座って説明させていただくこと、お許しください。

動する権利の種類までは記載のとおりです。

続きまして、農地法第3条第2項の審査内容ですが、第1号につきましては農地として利用することから、不耕作目的による権利取得に該当しないため、問題はありません。第2号は、法人でないため、該当しません。第3号は、信託の引受けでないため、該当しません。第4号につきましては、兼業従事者2名となり、野菜類、大豆の作付を行う計画としていることから、従事日数は十分に確保できるものと判断しますので、問題はありません。第5号は、譲受人は既に10a以上の農地を所有しており、下限面積の基準を満たしているため、問題はありません。第6号は、所有権を有するための土地交換であるため、該当しません。第7号につきましては、譲受人は町内に在住しており、地域と協力して効率的に営業することとしているため、問題はありません。よって、農地法第3条第2項に定める禁止事項に全て該当しないため、許可できる内容となっております。

8ページには現況図を添付しております。現地確認は、12月9日に合砂哲夫会長と農地利用最適化推進委員の川端光江委員にお願いして実施しており、両者からは申請内容、営農計画は問題ないとのことご意見を頂戴しております。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

すので、問題はございません。また、金融機関からの残高証明書の添付をいただいております。7の計画面積ですが、施設内の配置内容と事業計画書の内容から、転用面積は妥当であると判断しました。8の位置につきましては、周囲の状況は先ほど説明しましたとおり、道路、河川、畑及び雑種地となっておりますが、周辺農地の営農に支障がない計画であることから、位置的な問題はないと判断しました。11ページに現況図、12ページに配置図、13ページに平面図をそれぞれ添付しております。なお、12ページと13ページの配置図、平面図は同じような内容となっておりますが、面積等が、平面図のほうには施設等の長さ、建物の大きさが記してありますので、そのようにご理解願いたいと思います。

なお、現地調査は12月18日に農地利用最適化推進委員の竹花和彦委員、加藤榮喜委員にお願いして実施しており、両者からは問題ないとのご意見を頂戴しております。

以上で議案第2号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。
事務局の説明を求めます。

佐々木事務局長 事務局からでございます。次回の総会は、1月20日の水曜日、午前10時から分庁舎第1会議室で開催を予定してございます。よろしくお願いいたします。
事務局からは以上でございます。

議 長 事務局からは以上ですが、委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

◎閉 会

議 長 なければ、以上で第6回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時20分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月22日

岩泉町農業委員会長

署名委員 4番

署名委員 5番